

委託契約仕様書

1 事業の名称

令和6年度糖尿病性腎症重症化予防に係る実態調査・研修・啓発事業

2 目的

県内市町国保保険者が実施する糖尿病性腎症重症化予防事業（以下「事業」という。）の取組を推進するため、民間事業者のノウハウを活用し、市町の実態調査の実施及び調査結果を踏まえた専門職研修会の企画運営や効果的な啓発媒体作成等を行うことにより、事業の一層の普及啓発を図る。

3 業務内容

(1) 市町の実態把握と啓発媒体開発のためのWEBアンケート調査(以下「調査」という。)の実施

ア 対象：県内全市町の国民健康保険担当者及び国保保健事業（衛生部門）担当者

イ 調査時期：令和6年6月

ウ 調査内容：(ア)各市町における事業取組状況、事業対象者の抽出条件と対象者数、国保被保険者への受診勧奨と保健指導の実施状況、希望する啓発媒体の内容、その他の関連事項で調査項目を構成することにより、本事業を推進するために解決すべき課題や対応策が抽出できる内容であること

【調査内容（例）】

1	事業取組状況について	① 事業を実施していますか。 国保/国保・後期/後期/未実施	単一選択
		② 市町独自の予防プログラムを活用していますか。 独自基準がある/県プログラムに準拠/活用していない	単一選択
2	実施率向上のための工夫	① 実施率向上のために工夫していること	自由記載
3	医療機関間の情報共有	① 情報共有をどの方法で行っていますか。 WEB/紙媒体/その他（自由記載）/不明	複数選択 その他記載
4	医師会との連携	① 医師会との連携上実施していること 受診勧奨協力依頼/指導内容の情報共有/研修会講師	複数選択 その他記載
5	事業評価について	① （事業評価指標と現行指標、今後導入する指標を表表し）表回答欄に○を選択してください。 *データヘルス計画等参照のこと	複数選択 その他記載
6	各市町の実施状況及び問合先	以下のURLを参照のこと https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf07/tounyourenkeikyoutei.html 兵庫県/糖尿病性腎症重症化予防に係る取組について (hyogo.lg.jp)	時点更新し、県ホームページに掲載
7	事業の課題と兵庫県糖尿病対策推進会議への要望	① 事業を実施していく上で課題に感じること 受診勧奨者の結果が把握できない/専門医紹介・相談体制の整備/治療中断者の受診勧奨対策/	複数選択 その他記載
		② 兵庫県糖尿病対策推進会議への要望等 事業評価への助言等の支援/医師会との連携支援/最新の知見等の情報提供	自由記載

エ 上記ウの調査内容と調査方法等については県と事前協議し、調査を実施する。

オ 調査は質問紙による記述式調査とし、WEB形式または回答のみ電子データによる受信可能とする。

カ 調査結果は県に説明し報告書を完成させ、県へ提出する。

(2) 市町の事業従事者を対象とする知識・技術習得のための専門職研修会の実施

ア 対 象：県内市町国保保健事業（国保担当課、保健指導担当課）従事者

イ 実施時期：令和6年8～9月頃

ウ 実施場所：神戸市中央区エリア内の施設で1会場定員100人程の会議室

エ 申込方法：参加申込受付や研修案内（オンデマンド視聴含む）等は原則WEB形式とする。

オ 実施方法：集合（対面）型で1回開催。専門医による講義（60分）と事業運営に必要な指導ができる有識者による講義（30分）とグループ意見交換（60分）で構成。講義のみ後日オンデマンド視聴可能とする。

カ 実施内容：・（1）の調査結果を踏まえた研修のテーマを設定する。

- ・事業における効果的な運営の実践例
- ・行動変容を引き出すアプローチ（未治療者、治療中断者）
- ・糖尿病性腎症重症化予防の最新知見や関連情報

キ 講師等：研修の講師は、市町事業の連携機関である医師や事業運営に必要な指導ができる有識者とし、参加者にわかりやすい内容を教授し、参加者からの質問に対して適切な助言指導ができること。

グループ意見交換では各グループにファシリテーターを配置し、円滑に意見交換ができるよう配慮すること。講師等は、研修終了時に参加者が研修内容を自組織で実践するための動機付けができること。

講師や有識者にかかる謝金・会場までの交通費等は委託料に含むこと。

ク 研修資料：研修内容に応じた研修資料を作成する。資料の作成にあたっては、図表や各種帳票のスクリーンショットを使用するなど、参加者が理解しやすいよう工夫する。作成する資料は電子媒体とし、作成に係る経費は委託料に含め、研修参加者には研修当日に無償で提供する。研修に使用するその他の教材（印刷本を含む）や機器・機材、会場使用料等は全て委託料に含むこと。

ケ 会議等：委託事業者は、研修実施のために適切な事務体制を確保し、県との打合せ会議等による連絡を密に行い、誠意を持って業務を遂行すること。

コ 研修会事後アンケートの実施：研修会終了後（オンデマンド参加者は視聴後）に各参加者にアンケートを実施する。研修会終了時点とオンデマンド視聴期間終了時点ごとに集計結果を県に中間報告し、集約後に報告書を提出する。

(3) 事業推進のための啓発媒体の制作

調査結果等を活用し、事業推進に効果的な県民向けの啓発媒体を開発・デザインし制作する。

ア 啓発媒体：事業対象となる県民向けに事業勸奨等を効果的に周知できるよう開発・デザインし制作されたポスター（A2版片面、2種）とする。

イ 校正等：啓発媒体の校正は最大3回とし、校了までの期間を1か月以上確保すること。

4 実績報告及び成果物の納品について

(1) 市町の実情把握と啓発媒体開発のためのWEBアンケート調査報告書

ア 納期：調査実施日の翌月末

イ 形式：PDF及びMicrosoft Word/Excel/PowerPoint等で作成し、Microsoft標準搭載のアプリケーションで操作できる形式で県に納品する。

(2) 市町の事業従事者を対象とする知識・技術習得のための専門職研修会テキスト及び報告書

ア 専門職研修会資料及び配布物（印刷本を含む）

(ア) 納期：研修日の10日前（県への納期限とし、参加者へは研修会当日配布とする。）

(イ) 形式：各1部。資料は別途PDFまたはMicrosoft Word/Excel/PowerPoint等で作成し、Microsoft標準搭載のアプリケーションで操作できる形式等で県に納品する。

イ 専門職研修会報告書

(ア) 納期：研修会事後アンケート集約後から事業完了までの間で委託者との合議で決める。

(イ) 形式：PDF 及び Microsoft Word/Excel/PowerPoint 等で作成し、Microsoft 標準搭載のアプリケーションで操作できる形式で県に納品する。

(3) 事業推進のための啓発媒体

ア 納期：令和6年9月30日

イ 形式：Microsoft Excel/PowerPoint 等で作成し、Microsoft 標準搭載のアプリケーションで操作できる形式の電子媒体及び CD-R（県で書き込み可能な状態）で県に納品する。

5 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日までとする。

6 その他留意事項

- (1) 上記3に記載の実施時期は目安であり、県と相談の上、開催時期を変更することができる。
- (2) 委託料の支払いは原則精算払い（令和7年4月以降）とする。委託料について、単価で積算できる経費については、実績に伴う委託料の減額がありうる。
- (3) 業務で取得した個人情報は、委託期間終了後も、理由の如何を問わず、漏らしてはならない。
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承諾を得ること。また、契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- (5) 業務の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした事業対象経費の範囲内とし、国、県、市町、その他の団体の他の委託事業や助成（補助）事業と重複しないように企画を提案すること。
- (6) 委託料には、デジタル媒体に係るポスターの開発・デザイン・制作に係るイラスト購入等の必要経費を含めること。納品するデータの受け渡し、データの加工に必要な機器の準備、運搬等に係る費用については全て委託料に含むこと。
- (7) 本業務を実施するにあたっての広報物等には、必ず県からの受託事業である旨を明記すること。
- (8) オンライン会議システム及びオンデマンド視聴用録画データは、受託者にて手配すること。
- (9) 県が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処すること。
- (10) 業務に使用する著作物の著作権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。なお、著作権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (11) 事業実施期間終了後は、実績報告書の記載内容に係る事実が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (12) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うこと。